

経 済 産 業 省

2025 12 17 保局第1号

令和7年12月24日

都道府県、指定都市火薬類担当部局長 殿

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ鉱山・火薬類監理官

花火大会における煙火消費中の事故発生について（注意喚起）

令和7年8月に開催された花火大会において、煙火消費に伴う火災が発生する事案が発生し、報道で全国的に大きく取り上げられました。

今般、当該事案に係る第三者委員会報告書が取りまとめられました。煙火消費の機会が増加する年末年始を迎えるにあたり、同様の事故を生じさせないため、当該報告書で指摘されている内容を踏まえ、関係団体に対し、下記について取り組みを進めるよう注意喚起を行っております。

担当部局の皆様におかれましても、管轄の地域において煙火の消費を把握された場合には、下記について取り組みを進めていただきますよう注意喚起をお願いいたします。

なお、事故原因については、現在、関係機関において調査が進められている段階であり、現時点で確定しているものではない旨、申し添えます。

記

1. 適切な初期対応による火災拡大の防止

- ・ 筒ばね、地上開発等の危険な事象が発生した場合には、煙火の消費を中断すること。
- ・ 不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水に浸す等の適切な措置を講ずること。
- ・ 打揚煙火の打揚筒の周辺で火災が発生した場合は、安全を確認した上で、できるだけ初期消火を行うこと。

2. 資機材の安全性向上、リスクの評価

- ・ 煙火は、使用前に吸湿、導火線の損傷その他異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該煙火を使用しないこと。
- ・ 打揚筒は覆いをする等消費中の煙火の火の粉等により着火しないような措置を講ずること。
- ・ 打揚筒や打揚筒が破裂したときに発生する飛散物を遮断する防護措置等はあるだけ不燃性物質を使用すること。
- ・ 打揚筒の設置場所に携行する煙火の数量は、当該打揚げに必要な数量を超えないこと。